

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 18 | 国民健康保険給付事務 基礎項目評価書 【平成29年10月31日 評価書番号13(国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書)に評価書統合のため終了】 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東かがわ市は、当該事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益を保護するため、適切な措置を講じることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東かがわ市長

公表日

平成29年10月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 国民健康保険給付事務 |
| ②事務の概要 | 国民健康保険被保険者に係る療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等の法定給付 |
| ③システムの名称 | 高額療養費支給管理システム、現金給付管理システム、国保情報集約システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国民健康保険給付ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 国民健康保険法第36条、第52条から第63条の2まで、東かがわ市国民健康保険条例第5条、第6条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法別表第1(30) 番号法別表第2(3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、44、58、62、80、87、93、106) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健課 |
| ②所属長 | 保健課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 保健課 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 保健課 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成29年1月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成29年1月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

